

つくしだより



平成24年10月号

東京都精神障害者家族会連合会

(東京つくし会)

〒156-0056

世田谷区八幡山3-33-1

林マンション202

TEL/FAX:03-3304-1108

発行者 野村忠良

2012.10.15 第268号

☆アウトリーチ支援☆

東京都におけるこれからの訪問支援事業のあり方について、皆様からのご意見を求めます

都連会長 野村忠良

東京都の施策において、昨年度からモデル事業として三つの精神保健福祉センターで「精神障害者アウトリーチ支援事業」が実施されています。今後本格実施される事業のあり方について、東京つくし会から要望をおこなうにあたり、叩き台として掲げた以下の試案をご覧の上、皆様からのご意見を当会事務局にお寄せ下さい。

一、アウトリーチ支援を行う機関及び体制について

①支援をおこなう責任者は、区市町村長とする。

②アウトリーチ支援事業の企画、運営、評価をおこなう会議には、必ず家族と当事者の代表を参加させること。

③アウトリーチ支援を行う拠点を人口10万人につき1か所の割合で

設置する。

④その拠点には、アウトリーチ支援のための専任多職種チームを配置する。精神科医療スタッフ、保健師、心理スタッフ、福祉従事者、ピアカウンセラー、家族相談員、ピアサポーター、家族支援員、その他の者でチームを編成する。

⑤アウトリーチ支援機関には、申請を受ける窓口を、24時間365日体制で開設する。

⑥アウトリーチでの人権侵害や苦情に対応する人権擁護機関を首長の下に設け、当事者と家族の代表、法律家地域支援者、その他の学識経験者を加える。この機関は、アウトリーチ事業の評価を毎年おこなう。

⑦支援機関内にアウトリーチだけでは解決できない課題に取り組み調査・研究チームを組織し、行政に對して社会資源の充実を提言する。このチームにも当事者と家族の代表を加える。

二、支援の目的について

(1)支援により当事者に次のような変化が現われる事が期待される。

①自尊心と自信が回復する。

②自分の好きなこと、できることがわかる。生活の中で楽しめることを見つける。生きる意欲が高まる。関心が様々なことに向かうようになる。

③自分を好きになる。

④ひきこもりがあるケースでは、家から外へ活動が広がる。

⑤地域の誰かに相談し、支援を求めようになる。

⑥人と接することを望むようになる。地域に親しみを持てる人ができる。

⑦人に感謝する気持ちが強まる。

⑧自分の力を発揮でき、社会や人の役に立つ活動に就ける。

⑨暴力などの問題行動が消える。人に心配をかけることがなくなる。家族への依存から脱却できる。

⑩安定して社会と関わりながら、親に頼らず地域で一人で生活ができるようになる。

⑪就労を長く続けられるようになる。

(2) 家族の支援について

①家族だけに責任が負わせられる現状から、アウトリーチ支援を通して行政や社会も家族と一緒に、責任を持って地域の当事者を支援すべきであるとい

う考え方に地域の意識が変わる。

② 家族を支援の対象に入れる。家族を孤立させない。一市民として尊敬すべきである。家族の心の苦しみにも注意を向けて話を丁寧に聴き、ストレスを分かち合う。相談には丁寧に応じる。

③ 家族関係を調整し家庭が安らかな雰囲気になれるよう、支援する。

④ 急性症状が発生した時には、すぐに駆けつけて対処してほしい。必要ときに家族が避難するためのシェルターを設ける。家族がいない間の見守りは、アウトリーチチームでおこなう。

⑤ 精神疾患や障害、医療や福祉サービスについて情報を与える。

⑥ 家族が職業に就いたり、文化活動や友人との交際、旅行等を楽しめたりするような支援を整える。

⑦ 当事者の支援計画作成の場に、本人が同意すれば家族も参加できる。

⑧ 親亡き後の問題を心配させないような終生にわたる支援体制を確実に構築する。

⑨ 家族の当事者に対する経済的負担は、基本的には無くす。

⑩ アウトリーチサービスを利用する際に、お金が払えない人でも使えるようにする。

三、アウトリーチ支援に当たる支援者の資質について

① 担当した当事者や家族の自尊心が損なわれないうように、尊敬の念を持って接することができる。不快を与える態度が見られない。

② 当事者・家族の立場に立って相手の話をよく傾聴でき、相手の思いを汲み取って信頼関係が築ける。

③ その他、「2. 支援の目的について」に記された目的を達成する能力を有する。

④ 近隣住民に訪問先の家族が特別な目で見られないように、目立たずさりげない訪問の仕方ができる。

⑤ 地域の社会資源を最大限活用し、本人と家族の回復に寄与できる能力を有する。

⑥ 地域の社会資源の充実に貢献する意欲がある。

⑦ 支援者は、定期的な支援対象者及び自治体の人権擁護機関から評価を受ける。評価結果が最低基準に達しない状態が一定期間を超えた場合は、解雇もしくは他の職種に転職させられる。評価が高い場合には支援者養成研修機関の責任者や支援機関役員などの地位が与えられる。

四、アウトリーチ支援のあり方について

① 支援を依頼する当事者・家族はチームに所属する複数の支援者の中から、自分の好みに合

う支援者を選ぶことができる。当事者から拒否された場合には、他の支援者に替わる。

② 当事者とともに家族を支援する。

③ 強制的な支援はおこなわない。本人の同意を得るために、最善の努力をおこなう。

④ 支援者は個々の対象者の支援計画を作成する際に、被支援者の一生涯を視野に入れ対象者の意見を基に対象者とともに作成し、ケアマネジメントはチーム構成員や地域の関係機関と緊密な連携を保ちつつをおこなう。家族がいなくても安心して暮らせるように支援する。

⑤ 支援者の交代がある場合には、ケースの引き継ぎを十分に行う。

⑥ 精神科急性症状や精神科以外の病状悪化が生じてアウトリーチでは対応しきれなくなつたとき、地域の精神科救急・一般診療科救急医療体制と連携して説得、往診、移送などの支援を補完する。

⑦ 自治体は有能な支援者を確保するために人件費などの待遇を整え、とともに支援者を養成する教育機関のカリキュラムを整備する。

五、ひきこもりからの脱却のために必要な社会資源の整備とアウトリーチの効果を高めるために

① ひきこもりの人がアウトリーチ支援を受けてようやく外に出る気になったときに訪ねる場

所として、話を親身に聴いてくれる相談窓口を整備する。

②様々な文化、趣味、レクリエーション、情報、仕事に触れて親しめるプログラムを整えた場所。それぞれの専門家が配置され、安心して話せる人が居て、楽しいこと、好きなことが見つけられる。

③支援者や当事者仲間と親しい関係が生まれるよう、適切に支援体制が整えられた交流のための場所。対人恐怖のある当事者でも参加できるよう、少人数でのプログラムを用意する。支援者と当事者仲間が一人ひとりに親しく時間をかけて関わられる場とする。

④当事者の才能を出来る限り引き出し開花させ、仕事に結びつけるための支援を用意する。就労支援事業所と緊密な関係をつくり、ひきこもりから脱却した当事者が勤めやすい職場を地域にたくさん開拓する。

⑤就労の体験は、一般の職場の中で得られるようにする。障害に対する合理的配慮を保障する。障害のない従業員と基本的に対等な立場で働く権利が保障される。隔離された障害者施設での就労訓練として作業だけを行う長期のプログラムはできるだけ縮小する。

以上



藤井克徳氏の講演会の報告

都連理事 塚本 邦之



9月21日(金)午後、都障害者福祉会館に於いて、東京つくし会主催の「精神障害者福祉の未来」と題して、藤井克徳氏による講演会が開催された。講師藤井氏は、東京あさやけ第2作業所長、日本障害者協議会(きょうされん)事務局長などを歴任したのち、現在はきょうされん常務理事および内閣府・障がい者制度改革推進会議議長代理などを勤めている。

同氏は、冒頭に日本に於いて精神障害者の当事者およびその家族たちが堪え忍んでいる未熟な諸施策と現状とを指摘した。フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の諸先進国のそれと比較すると、社会的・経済的部門のみならず治療部門に於いてもこの国では数十年前の旧態依然とした対応が継続されている点を挙げている。

それらの主要な原因は、この障害に関連する政策の遅れに加え、医療関係者をはじめ一般人のこの障害に対する低い関心と認識とが関与しているという。

特に精神障害者の生活や治療の最終的全責任を家族に負わせている1898(明治31)年の旧民法規定を、現在もそのまま踏襲していることを見過ごしてはいけないとした。この点を出るだけ早く改めて、当該家族にはなく社会全体がその責任を負う新「障害者総合支援法」の国会での成立に向けて運動を強める必要があるとした。そしてもしこの新法が成立しないのであれば、この国は先進国とはいえないとまで断罪した。

この事態を改善するためすべての家族会が交流を図り、専門知識を学び、情報を交換して啓発し合う活動体制を造り上げる必要を説いた。また教育分野でも活動を特定な専門家に任せ切りにすることなく、家族会が関係団体として現状打破に乗り出すべきであると激励している。政治分野でも第三機関に活動を委託するのではなく、自らが直接発言し、また代弁者を送り込むべきだとした。また法制が整備された後にも放置することなく、その法の主目的が遅滞なく実現されているか否かを自ら監視役を務めるべきだとしている。

都議会3政党のヒアリングに

参加しました

都連理事 塚本 邦之

2012年9月6日、東京つくし
会理事5名が都議会の民主党と公
明党それぞれのヒアリングに参加
し、各党に当会の東京都への要望書
の項目を説明し協力を求めました。

民主党では6名（文京区増子氏、
中央区岡田氏、新宿区いのつめ氏、
品川区馬場氏、江戸川区田の上氏）、
公明党では4名（大田区藤井氏、足
立区中山氏、葛飾区野上氏、墨田区
加藤氏）の議員の方々から各党30分
間の対応を受け、議員からは精神科
救急医療制度についての質問など
がありました。

続いて翌日7日、共産党から3名
（幹事長大山氏、江東区あげ上氏、
事務局窪田氏）の方々が当会理事會
会場である港区の東京都障害者福
祉会館において下さり45分間、要望
を聴いて下さいました。

議員の方々の精神保健福祉の課
題把握に当会の訴えが役立ち、制度
の充実に努力したいとの感想を頂
きました。今後も実情と要望を伝え
続けてゆきます。

講演会のお知らせ

主催者名	日程	内容
わかくさ家族の会 TEL: 090-5422-0942	10/18(木)	大人の発達障がいへの対応について 多摩精神総合保健福祉センター・地域支援科長 医師 源田 圭子氏
立川麦の会 TEL: 042-507-6015	10/20(土)	思春期の心の病～正しい理解と早期発見・支援のために～ 駒木野病院 児童精神科 医長 長沢 崇氏
地域精神保健福祉機構・コンボ TEL: 042-320-3870	10/20(土)	利用者や家族が望むアウトリーチの支援 精神科医 ACT-K (京都) 高木俊介氏、東京つくし会会長 野村忠良氏
世田谷さくら会 TEL: 03-3308-1679	11/2(金)	認知行動療法特番「きずな=きみと ずっと なかよく」 国立精神・神経医療研究センター 大野 裕氏
中野たんぽぽ会 TEL: 03-3382-2627	11/4(日)	病気の理解と薬のはなし 東京武蔵野病院 医師 花田 照久氏
新宿フレンズ TEL: 03-3987-9788	11/10(土)	イギリスの精神医療と福祉 (仮題) 慶應義塾大学医学部 山澤 涼子氏
練馬家族会 TEL: 03-3994-3382	11/10(土)	認知機能の障害と生活のしづらさ 淑徳大学総合社会福祉学部講師 臨床心理士 博士 中坪 太久郎氏
杉並家族会 TEL: 03-3392-7946	11/13(火)	保護者制度 東京アドヴォカシー法律事務所所長 池原 毅和氏
サンクラブ多摩 TEL: 042-372-0823	11/17(土)	みんなでやろう家族SST 高森 信子氏
中野たんぽぽ会 TEL: 03-3382-2627	11/18(日)	家族としてのこころがけ・ことばがけ 社会生活技能訓練士 高森 信子氏



※参加申込み、お問合せは
それぞれの主催者へお
願い致します。

編集後記

講演会で「家族会運動への未来」の話があった。過去は変えられな
いけれど未来は変えられる。過去を
総括して未来を考えると話された。
過去の過ちのほとんどの原因は
民主的思考を持っていないか、持つ
ていてもその時の都合でそれを放
棄してしまうことだ。例え弱小な会
でも、力がない人たちの集まりでも
みんなで話し合い、考えあい、決めるこ
と。そして決定したことをまとめる人
の意見で勝手に変えないことが大事で
ある。

古い話になるが、東京都に初めて(後
にも先にも)革新都政が生まれた。そこ
で重視されたことは「住民との話し合
い行政」であった。都政に民主主義的
手法が導入され、権力的都政から、な
かなか決まらないが住民の意見を取り
入れた住民参加型行政への変換でもあ
った。

民主的な考え方を大事にすることは
人を尊重し、自分を守ることもある。
この手法は家族会を発展させることで
あり、要求を実現させる
運動の基本的な考え方で
もある。

都連理事 鈴木孝男

